

社会保障審議会 介護保険部会(第62回)	資料2-3
平成28年8月31日	

# ニーズに応じたサービス内容の見直し (③安心して暮らすための環境の整備)

# ③安心して暮らすための環境の整備

## 現状・課題

### 1. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）について

- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う生活施設。
  - ・ 施設数：9,498施設 サービス受給者数：約56.4万人（介護給付費等実態調査平成28年3月審査分）
  - ・ 入所申込者数：約52.4万人（うち、要介護3以上かつ在宅の方は約15.3万人）（平成26年3月集計）
- 入所者の方は、認知症の方が9割以上であり、平均要介護度は3.85など、重度化が進展しており、死亡退所も多い。また、低所得の方が多く入所している。
  - ・ 平均要介護度：3.85（平成26年度介護サービス施設・事業所調査）
  - ・ 所得段階別の入所者の所得状況：第1段階5%、第2段階57%、第3段階19%、第4段階17%（平成25年度介護サービス施設・事業所調査）
  - ・ 認知症日常生活自立度ランクⅡ以上：93.7%（平成25年度介護サービス施設・事業所調査）
  - ・ 平均在所期間：1405日（平成25年度介護サービス施設・事業所調査）
- 平成25年12月20日の「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会報告書）においては、「特養の重点化に伴い、今後、特養においては、医療ニーズの高い入所者への対応とともに、施設内での「看取り」対応が課題となる。看取り体制を一層強化していくため、特に夜間・緊急時の看護体制等、「終の棲家」の役割を担うための機能や体制等の医療提供の在り方について検討する必要がある。」と指摘された。
- 平成27年4月より、新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するとともに、平成27年介護報酬改定においては、介護福祉施設サービスにおける看取り介護の質を向上させるため、看取り介護加算の拡充等を行った。

### ③安心して暮らすための環境の整備

#### 現状・課題

- 施設の運営にあたっては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」において施設の運営に当たっての最低基準として、従うべき基準として従業者の員数や居室面積を定める一方、参酌すべき基準として居室の定員等を定めている。また、入所者の方のプライバシーを確保し、居宅に近い居住環境及び日常生活の中でケアを行うものについては、ユニット型として別に基準を定めている。
  - ・ 平成37年度のユニット化率（入所定員のうち、特別養護老人ホーム等のユニット型施設の定員が占める割合）：70%（平成27年3月策定の基本指針における、都道府県の努力目標）
  - ・ 現在のユニット化率：37.3%（平成26年度介護サービス施設・事業所調査）

#### 2. 有料老人ホームについて

- 老人を入居させ、食事や介護等サービス（食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれか）の事業を実施している施設は、老人福祉法において有料老人ホームに該当し、届出が義務付けられている。届出の規定は、高齢者が長年生活する住居としてサービス水準の確保等のために、必要に応じて行政が関与できる仕組みとして設けられている。
- 平成18年の老人福祉法改正において、有料老人ホームの定義が拡大（入居定員要件の廃止、サービス要件の追加）されるとともに、高齢化に伴うニーズの拡大、多様な事業者による事業参入等を背景に、有料老人ホームは増加しており、平成27年度には、施設数は10,627件、定員数は約42万人となっている。

特に近年は、届出規定が遵守されていない施設（未届の有料老人ホーム）の増加も課題となっており、国においては「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」（ガイドライン）の見直しを行うなど、都道府県等と連携して届出促進に取り組んでいるが、対策強化が求められている。（参考：消費者基本計画工程表（平成28年7月19日消費者政策会議決定））

### ③安心して暮らすための環境の整備

#### 現状・課題

- また、有料老人ホームの増加等に伴い、事業倒産等の場合に備えた入居者保護の充実も求められている。その対策として、平成18年の老人福祉法改正において、前払金を受領する場合には、前払金の保全措置を事業者に義務付けている。義務付けの対象は、改正法の施行日（平成18年4月1日）以降に届出された有料老人ホームであり、法改正前に届出された有料老人ホームは、建設費等の借入返済に充てている場合の経営への影響等を考慮し、対象外となっている。（有料老人ホームの設置運営標準指導指針(ガイドライン)で求めている。）
- 有料老人ホームが提供するサービスの多くは、事業者と入居者の契約によるところが大きいことから、その施設のサービス内容等について、できる限り多くの情報が開示されることが重要であり、事業者に対しては、入居希望者又は入居者への重要事項等の情報開示を義務付けている。なお、有料老人ホームの市場が拡大する中で、入居希望者は、数多くの施設の中から、ニーズに応じた施設を選択することとなる。（都道府県等においては、有料老人ホームの施設名等の一覧情報をホームページに掲載している。）

### ③安心して暮らすための環境の整備

#### 論点

- 特別養護老人ホームについては、平成27年4月より、原則、新規入所者は要介護3以上の方となり、入所者の重度化が進展していく中で、今後、特別養護老人ホームにはどのような役割が期待されるか。
- 有料老人ホームについては、民間の創意工夫を活かした多様なサービス形態の施設が大幅に増加する中で、適正な事業運営や入居者保護の充実が求められており、前払金の保全措置の取扱いや、未届の有料老人ホーム等への対策強化をはじめ、今後、どのような実効性のある方策が求められるか。また、入居希望者が入居の判断に必要な施設の情報を容易に入手し、ニーズに応じた適切な施設が選択できるような環境整備に向けて、どのような方策が考えられるか。